

障がい者・障がい児のための
地域生活支援拠点整備計画

南知多町・美浜町・武豊町

1. 計画策定にあたって

【整備の趣旨】

障がい者及び障がい児の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるためには、地域での安心感を担保し、障がい者等の生活を地域全体で支える体制の構築が必要であります。

本町には、障がい者等を支える様々な資源が存在しておりますが、それらの間に必ずしも有機的な結びつきがなく、効率的・効果的な地域生活支援体制となっております。

また、重症心身障がいや強度行動障がい等の支援が難しい障がい者等への対応が十分でない状況にもあります。

そこで、障がい者等の家族が、地域で安心して生活するために、緊急時、即座に相談でき、必要に応じて緊急的な対応が行われる体制を整える必要があります。

このことから、障がい者等の地域生活を支援する体制の整備を行うため、地域支援に求められる機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ、専門性、地域の体制づくり）を複数の事業所との連携で整備を推進するため、本計画の策定をするものであります。

【計画の位置づけ】

南知多町・美浜町・武豊町障がい福祉計画

【事業実施時期】

平成29年度から

この後に改訂 平成30年4月1日

この後に改訂 平成31年4月1日

この後に改訂 令和3年4月1日

この後に改訂 令和5年5月29日

【整備方針】

■障がい者等が安心して暮らせるまちとして、多くの福祉事業所及び支援員により支えられていることから、既存の福祉資源を有効に活用し、地域が一体となって地域生活支援拠点の整備を図る面的整備型とする。

*面的整備型（面的な体制）：拠点を設けず、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制整備のこと。

→下記の「地域生活支援拠点に求められる機能」を分担して行う。

■障害者総合支援法に定める障害福祉サービスを優先的に利用する。

【地域生活支援拠点に求められる機能】

①相談（地域移行、親元からの自立）

②体験の機会・場（ひとり暮らし、グループホーム等）

③緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）

④専門性（人材の確保・養成、連携）

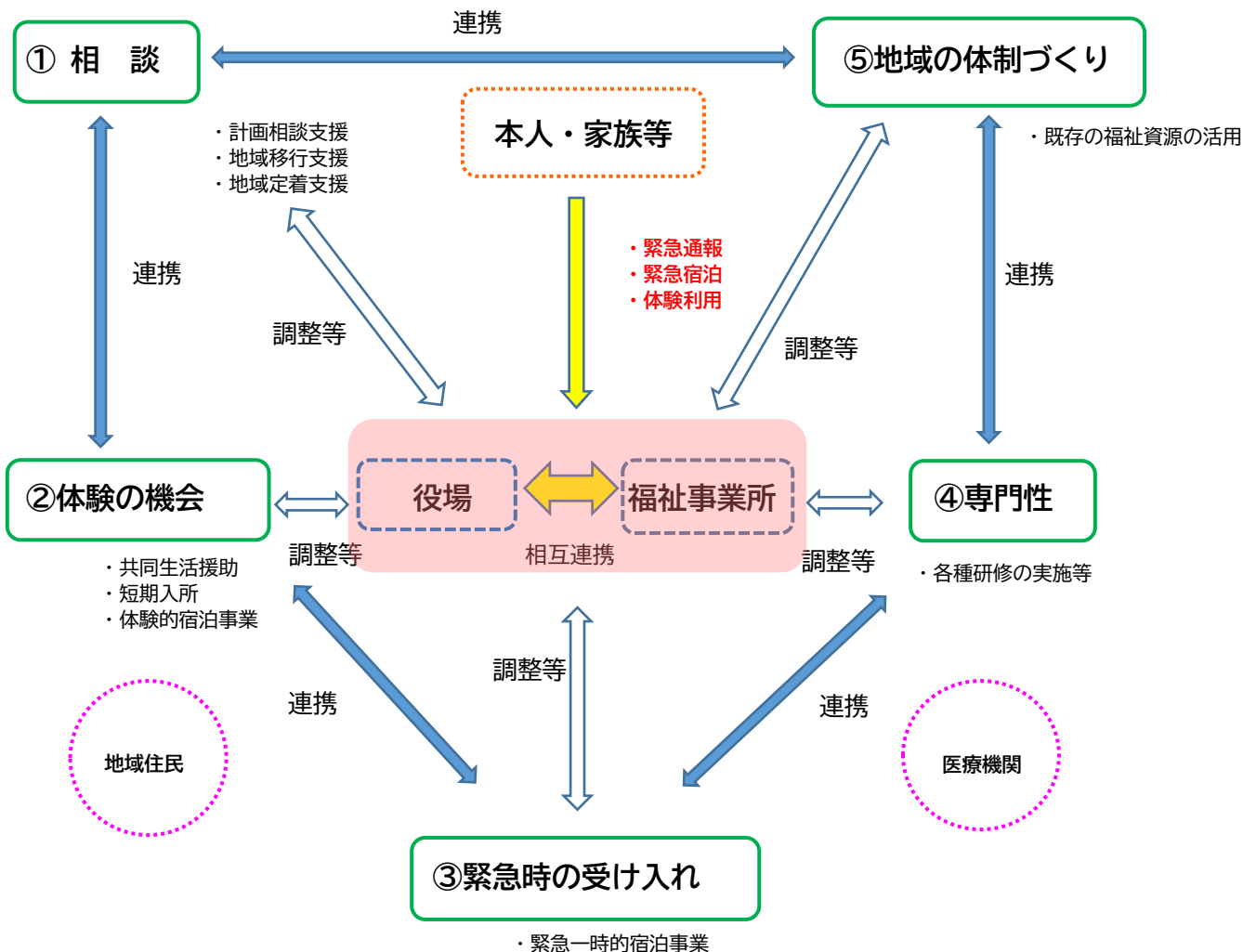
⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

以上、地域における様々な課題を整理したうえで、地域の実情に即した体制を整備する。

2. 計画スケジュール

日程	会議等	内容等
平成28年8月	社会資源開発部会	地域生活支援拠点整備計画(案)の提示・協議
平成28年9月	運営委員会	地域生活支援拠点整備計画(案)の提示・協議
平成28年10月	全体会	地域生活支援拠点整備計画(案)の承認
平成28年10月	—	平成29年度予算計上
平成29年3月	—	整備計画の完成 要綱の改正、「安心生活支援事業」要綱の制定 住民への周知（広報、HP掲載） 事業所の登録
平成29年度	3町	地域生活支援拠点の運用開始 必要に応じて見直しをする

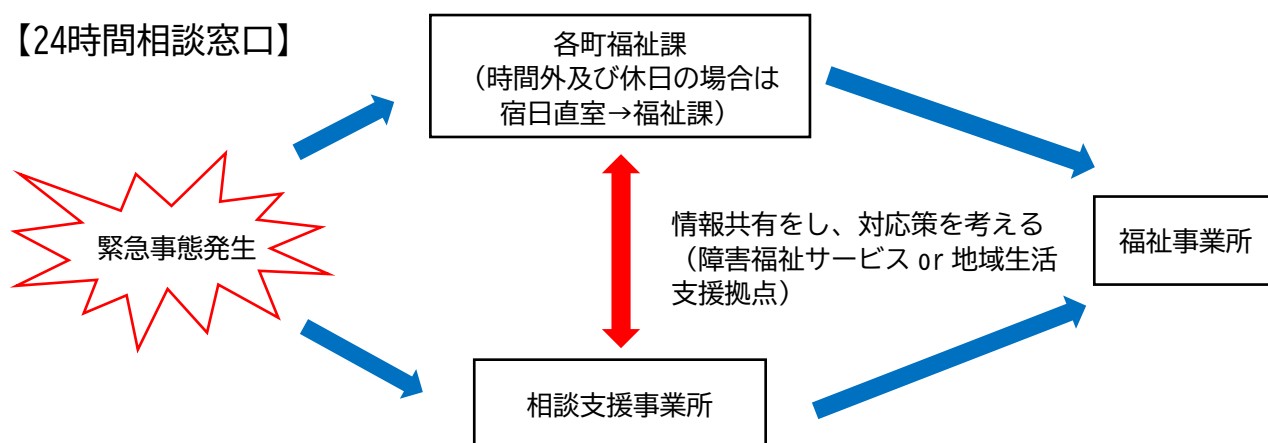
3. 整備計画全体図



4. 機能整備計画

①相談

項目	内容
機能	地域移行や地域定着支援による常時の連絡体制や緊急の事態等の相談支援、親元からの自立等にあたっての相談や地域での暮らしの相談等、障がい者やその家族からの相談に応じる。
場所	<ul style="list-style-type: none"> ・各町福祉課 ・指定特定相談支援事業所 ・指定障害児相談支援事業所 ・指定一般相談支援事業所 (知多南部基幹相談支援センターゆめじろう、知多南部基幹相談支援センターわっぱる、各町障がい相談支援センター 等)



②体験の機会・場

項目	内容
機能	地域生活への移行や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用やひとり暮らしの体験の機会や場を提供する。
場所	短期入所及び共同生活援助事業所または地域生活支援事業実施要綱により事業所登録をした事業所
方法	<p>★地域生活支援事業任意事業：安心生活支援事業</p> <p>■実施内容</p> <p>○体験的宿泊事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定を受けた事業所にて体験宿泊を行う ・支給量は年間24日を限度とする ・親子での体験宿泊可とする ・日中活動との併用は可とする <p>■実施事業所</p> <p>障害者総合支援法に定める短期入所事業を実施している事業所、または短期入所事業の基準に準ずる（※設備要件は満たすこと）事業所とする。</p>

■人員・居室・設備基準等

①人員基準

利用者が3名以下の場合、当該事業所の生活支援またはこれに準ずる従業者を1名以上配置し、利用者が4名以上の場合には2名以上配置すること。

②居室基準

- ・1室の定員は設けない
- ・地階に設けてはならない
- ・利用者1人当たりの床面積は収納設備等を除き8㎡以上とする
- ・寝台またはこれに代わる設備を設けること
- ・ブザーまたはこれに代わる設備を設けること

③設備基準

- ・食堂→食事の提供に支障がない広さを有すること。また必要な備品を備えること
- ・浴室→入浴設備を有すること
(民間施設での入浴が可能であれば入浴設備を有しなくても可)
- ・洗面所・便所→居室のある階ごとに設けること

④利用定員 6名

⑤その他

上記の基準を満たしている場合でも、居室の衛生状態等により宿泊困難と判断した場合は指定の不可、指定済の場合は取消すことがある。

■利用の方法、利用者負担、利用者区分、サービス単価等
各町障害者地域生活支援事業実施要綱に定める。

■負担費用

食材費、資材費は実費負担とする。(各事業所にて設定)

■留意事項

・共同生活援助の体験利用及び短期入所の支給決定を受けている場合併給不可とする。ただし、受入困難等の場合は、併給可とする。

*併用する場合において、同施設での併用は不可とし、障害福祉サービスを優先する。

・重症心身障害者加算は、重症心身障害児(者)を受け入れた際に算定する。

・強度行動障害(個別サポート)加算は、障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である方を受け入れた際に算定する。

・医療的ケア加算は、以下に該当する方を受け入れた際に算定する。

- (1) レスピレーター管理 (2) 気管内挿管、気管切開 (3) 鼻咽喉頭エアウェイ (4) O₂吸入又はs pO₂90パーセント以下の状態が10パーセント以上 (5) 吸引 (6) ネブライザーの使用 (7) IVH (8) 経管(経鼻・胃ろうを含む) (9) 腸ろう・腸管栄養 (10) 持続注入ポンプ使用 (11) 透析(腹膜灌流を含む) (12) 導尿 (13) 人工肛門

③緊急時の受け入れ・対応

項目	内容
機能	地域で生活する障がいのある方等の急な体調不良や、介護者又は保護者の急病等の場合に備え、短期入所等における緊急受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う。
場所	地域生活支援事業実施要綱により事業所登録をした事業所
方法	<p>★地域生活支援事業任意事業：安心生活支援事業</p> <p>■実施事業所 障害者総合支援法及び介護保険法に定める短期入所事業を実施している事業所、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める障害福祉サービス事業所等、または短期入所事業の基準を満たす事業所とする。 候補場所は以下のとおり。</p> <p>① 障害福祉サービス事業所 ② 介護保険事業を行う事業所 ③ 障害児通所支援事業を行う事業所 ④ 地域生活支援事業を行う事業所</p> <p>■事業給付費 緊急一時的宿泊事業は、各町障害者地域生活支援事業実施要綱に定める。</p> <p>■利用条件 ・支給決定は要しない。 ・障害者手帳の所持者または自立支援医療受給者、難病患者とする。 利用の条件は以下のとおり。</p> <p>① 本人の体調又は介護者の病気、事故、親族の葬儀により、介護ができない状況 ② 虐待による緊急保護</p> <p>■利用日数 最大5日を限度とするが、速やかに短期入所等の宿泊施設に移行するように努める。ただし、特に必要と認める場合は延長も可とする。</p> <p>■利用者負担 費用負担は無料。ただし、緊急短期入所関連費用以外の費用については、実費負担とする。</p> <p>■留意事項 ・日中活動等を利用している事業所がある場合は、同事業所にて受入れ可能か優先的に依頼をする。 ・宿泊を伴うか否かは問わない。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害者加算は、重症心身障害児（者）を受け入れた際に算定する。 ・強度行動障害（個別サポート）加算は、障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である方を受け入れた際に算定する。 ・医療的ケア加算は、以下に該当する方を受け入れた際に算定する。 <ul style="list-style-type: none"> （1）レスピレーター管理 （2）気管内挿管、気管切開 （3）鼻咽喉頭エアウェイ （4）O₂吸入又はs pO₂90パーセント以下の状態が10パーセント以上 （5）吸引 （6）ネブライザーの使用 （7）IVH （8）経管（経鼻・胃ろうを含む。） （9）腸ろう・腸管栄養 （10）持続注入ポンプ使用 （11）透析（腹膜灌流を含む。） （12）導尿 （13）人工肛門 ・食事を提供した場合に食事提供加算を算定する。 ・日中支援加算は、宿泊を伴う場合で、かつ9～16時の間に3時間以上にわたる受け入れをした場合に算定する。なお、他の日中活動を行った場合は算定不可。
--	--

④専門的人材の確保・養成

項目	内容
機能	医療的ケアが必要な方や行動障がいのある方、高齢化に伴い重度化した方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う。
方法	<p>人材の養成に関する研修・講座などの事業を実施する。</p> <p>■研修・講座の内容（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害者支援者養成研修（基礎・実践） ・行動援護支援者養成研修 ・喀痰吸引研修 ・困り感への行動支援研修 ・強度行動障害者支援者養成研修（基礎・実践）指導者研修 ・各専門部会で実施する研修会の講師料

⑤地域の体制づくり

項目	内容
機能	障がいのある方や、家族の様々なニーズに対応するため、既存の社会資源を活用し体制の整備を図る。
方法	<p>知多南部地域自立支援協議会（全体会、運営委員会、各専門部会、各町部会、ワーキンググループ）に参加する。</p> <p>知多南部地域自立支援協議会を実施して、課題解決のための取組みを実施。地域生活支援拠点の評価・地域生活支援拠点認定の仕組みの検討・コーディネーター配置の検討等</p>

5. 認定方法

地域生活支援拠点と認定される事業所は、下記に掲げる認定基準のうち、③「緊急時の受け入れ・対応」を含む、3つ以上の機能を有するものとする。

認定基準
<p>① 相談 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第5条第18項に規定する相談支援を行う「指定一般相談支援事業者」又は「指定特定相談支援事業者」若しくは、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号。）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を行う「指定障害児相談支援事業者」であること。</p>
<p>② 体験の機会・場 地域生活支援事業実施要綱に規定する体験的宿泊事業に事業所登録していること。</p>
<p>③ 緊急時の受け入れ・対応 地域生活支援事業実施要綱に規定する緊急一時的宿泊事業に事業所登録していること又は①相談の要件を満たす事業所であり、緊急時の調整を行うこと。</p>
<p>④ 専門的人材の確保・養成 強度行動障がい支援者養成研修(実践)、行動援護支援者養成研修、医療的ケア児等コーディネーター養成研修、喀痰吸引研修、困り感への行動支援研修、精神障がい者支援の障がい特性と支援方法を学ぶ研修又は精神障がい者の地域移行関係職員に対する研修のうち、いずれかを受講している職員を配置していること。</p>
<p>⑤ 地域の体制づくり 知多南部地域自立支援協議会（全体会、運営委員会、各専門部会、各町部会、ワーキンググループ）に参加していること。</p>